



# 山形県公報

平成31年4月1日(月)

号 外 (10)

## 目 次

### 教育委員会関係

#### 規 則

- 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則…………… 1
- 学校教育法施行細則の一部を改正する規則…………… 2
- 山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則…………… 同
- 山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則…………… 3
- 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則…………… 同

#### 訓 令

- 山形県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令…………… 7
- 山形県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令…………… 8

## 教育委員会関係

### 規 則

市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年4月1日

山形県教育委員会  
教育長 菅 間 裕 晃

#### 山形県教育委員会規則第2号

#### 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則(昭和31年11月県教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第1条の2中「第4条の3の2」を「第4条の3の2、第4条の3の3第5項、第4条の3の4」に、「読み替える」を「、第4条の3の3第1項、第3項及び第4項の規定中「県教育委員会又は」とあるのは、「市町村教育委員会又は」と読み替える」に改める。

(山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則(昭和40年4月県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「第4条の3の2」を「第4条の3の4」に改める。

第4条の3の3を第4条の3の5とし、第4条の3の2を第4条の3の4とし、第4条の3の次に次の2条を加える。

(時間外勤務を命ずる際の考慮)

第4条の3の2 県教育委員会又はその委任を受けた者は、職員に時間外勤務(条例第6条第2項の規定に基づき命ぜられて行う勤務をいう。以下同じ。)を命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなけ

ればならない。

（時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限）

第4条の3の3 県教育委員会又はその委任を受けた者が職員に時間外勤務を命ずる場合には、限度時間を超えない範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。

2 前項の限度時間は、1箇月について45時間及び1年について360時間とする。

3 県教育委員会又はその委任を受けた者が職員に他律的業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務など県教育委員会が特に認める業務をいう。）に従事させるために前項の限度時間を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合には、前項の規定に関わらず、次に掲げる時間及び月数の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。

(1) 1箇月において時間外勤務を命ずる時間について100時間未満

(2) 1年において時間外勤務を命ずる時間について720時間

(3) 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外勤務を命ずる時間の1箇月当たりの平均時間について80時間

(4) 1年のうち1箇月において45時間を超えて時間外勤務を命ずる月数について6箇月

4 県教育委員会又はその委任を受けた者が、特例業務（大規模災害への対処その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要するものと県教育委員会が認めるものをいう。）に従事する職員に対し、前項に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合については、同項（当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

5 県教育委員会又はその委任を受けた者は、前項の規定により、第3項に規定する時間又は月数を超えて職員に時間外勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の時間外勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該時間外勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る一年の末日の翌日から起算して6箇月以内に、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

第17条の次に次の1条を加える。

第18条 この規則の施行に関し、必要な事項は、県教育委員会が定める。

#### 附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日から平成31年8月31日までの間における第2条の規定による改正後の山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則第4条の3の3第3項第3号の規定の適用については、同号中「5箇月の期間」とあるのは、「5箇月の期間（平成31年4月以後の期間に限る。）」とする。

学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年4月1日

山形県教育委員会  
教育長 菅 間 裕 晃

#### 山形県教育委員会規則第3号

##### 学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（昭和32年5月県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第23条第1項第9号」を「第23条第1項第10号」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年4月1日

山形県教育委員会  
教育長 菅 間 裕 晃

#### 山形県教育委員会規則第4号

##### 山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

山形県教育委員会事務局組織規則（昭和40年4月県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表総務課の項中「予算担当」を「予算担当、教育情報化推進担当」に改め、同表義務教育課の

項中「義務教育担当」を「英語教育推進担当、学力育成担当、生徒指導担当」に改め、同表高校教育課の項中「職業教育担当」を「職業教育担当、入学者選抜改善担当」に改め、同表スポーツ保健課の項中「アスリート育成担当」を「アスリート育成担当、スポーツプロジェクト担当」に改める。

第5条第23号中「整備検討」を「導入推進」に改める。

第11条第1項に次の1号を加える。

(15) 平成32年度国体東北ブロック大会兼東北総合体育大会に関する事

第11条第2項中「に掲げる」を「及び第15号に掲げる」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年4月1日

山形県教育委員会  
教育長 菅 間 裕 晃

山形県教育委員会規則第5号

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則

山形県立高等学校管理運営規則（昭和41年4月県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「栄養主査」を「栄養主査、主任管理栄養士」に改める。

第21条の表中 「主任栄養士」 を 「主任管理栄養士  
主任栄養士」 に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年4月1日

山形県教育委員会  
教育長 菅 間 裕 晃

山形県教育委員会規則第6号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（平成30年4月県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表中「免許法附則第12項」を「免許法附則第11項」に、「免許法附則第18項」を「免許法附則第17項」に改める。

第12条第1項中「又は別表第6」を削り、同項の表を次のように改める。

第1欄				第2欄					第3欄
受けようとする免許状の種類	現に有する免許状の種類	適用条項	在職年数	領域に関する専門的事項に関する科目	教科に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
小学校教諭	一種	二種	免許法別表第3	5	4		21	5	45
				6	3		20	5	40
				7	3		17	5	35
				8	3		15	4	30
				9	2		13	4	25

			免許法別表第3 免許法施行規則第11条の表備考第3号	10	2	11	3	20				
				11	2	9	2	15				
				12	1	7	2	10				
				3	2	13	5	25				
				4	2	11	4	20				
				5	2	9	3	15				
				6	1	7	2	10				
				6	4	29	2	45				
				7	4	26	2	40				
				8	3	24	2	35				
				9	3	21	2	30				
				10	2	18	2	25				
				11	2	15	1	20				
12	2	11	1	15								
13	1	8	1	10								
中学校教諭	一種	二種	免許法別表第3	5	10	16	4	45				
				6	9	15	4	40				
				7	8	13	4	35				
				8	7	11	4	30				
				9	6	10	3	25				
				10	5	8	3	20				
				11	4	7	2	15				
				12	3	5	2	10				
				3	6	10	4	25				
				4	5	9	3	20				
				5	4	7	3	15				
				6	3	5	2	10				
				3	6	10	4	25				
4	5	9	3	20								
5	4	7	3	15								
6	3	5	2	10								
中学校教諭	二種	臨時	免許法別表第3	6	10	21	4	45				
				7	9	19	4	40				
				8	9	17	3	35				
				9	8	16	2	30				
				10	7	13	2	25				
				11	5	11	2	20				
				12	4	8	2	15				
				13	3	6	1	10				
				高等学校教諭	一種	臨時	免許法別表第3	5	10	12	8	45
								6	9	11	8	40
								7	8	10	7	35
								8	7	9	6	30
								9	6	8	5	25
10	5	6	5					20				
11	4	5	4					15				

				12		3		4	3	10
			免許法別表第3	3		5		7	8	25
			免許法施行規則第11条の表備考第3号	4		5		6	6	20
				5		4		5	5	15
				6		3		4	3	10
			免許法別表第3	10		20		24	16	90
			改正法附則第8項	11		19		23	15	85
				12		18		22	14	80
				13		17		20	14	75
				14		16		19	13	70
				15		15		18	12	65
				16		14		17	11	60
				17		13		15	10	55
				18		12		14	10	50
				19		10		13	9	45
				20		9		12	8	40
				21		8		10	7	35
				22		7		9	6	30
				23		6		8	5	25
				24		5		7	5	20
				25		4		5	4	15
				26		3		4	3	10
			免許法別表第3	4		10		12	8	45
			免許法施行規則第38項及び第39項（看護師養成施設3年制卒）	5		9		11	7	40
				6		8		10	7	35
				7		7		9	6	30
				8		6		7	5	25
				9		5		6	4	20
				10		4		5	4	15
				11		3		4	3	10
			免許法別表第3	6		13		16	11	60
			免許法施行規則第38項及び第39項（看護師養成施設2年制卒）	7		12		15	10	55
				8		11		14	9	50
				9		10		12	9	45
				10		9		11	8	40
				11		8		10	7	35
				12		7		9	6	30
				13		6		8	5	25
				14		5		6	5	20
				15		4		5	4	15
				16		3		4	3	10
幼稚園教諭	一種	二種	免許法別表第3	5	4		20		6	45
				6	3		19		6	40
				7	3		17		5	35

			8	3		15		4	30
			9	2		13		4	25
			10	2		11		3	20
			11	2		9		2	15
			12	1		7		2	10
		免許法別 表第3 免許法施 行規則第 11条の表 備考第3 号	3	2		12		6	25
			4	2		11		4	20
			5	2		9		3	15
			6	1		7		2	10
二種	臨時	免許法別 表第3	6	5		30			45
			7	4		28			40
			8	4		25			35
			9	3		23			30
			10	3		19			25
			11	2		16			20
			12	2		12			15
			13	1		9			10

第12条第3項の表を次のように改める。

第1欄			第2欄					第3欄	
受けようとする免許状の種類	現に有する免許状	在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法に関する科目	各教科の指導法に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数	
幼稚園教諭	二種	小学校教諭普通免許状	1		3			3	
小学校教諭	二種	幼稚園教諭普通免許状	1			7	3	10	
			2			5	2	7	
		中学校教諭普通免許状	1			7	2	9	
			2			5	1	6	
中学校教諭	二種	小学校教諭普通免許状	1	7		2	2	11	
			2	5		1	2	8	
			3	5		1	1	7	
		高等学校教諭普通免許状	1			1	2	3	6
			2			1	2	2	5
高等学校教諭	一種	中学校教諭普通免許状（二種免許状を除く。）	1			1	2	6	9
			2			1	1	4	6

第12条中第3項を第4項とし、同条第2項の表中

教職に関する科目

を

「養護教諭・栄養教諭  
の教育の基礎的理解  
に関する科目等

に改め、同条第2項を同条第3項とし、第1項の次に次の

1項を加える。

2 免許法別表第6の規定により養護教諭の一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者で、免許法別表第3備考第7号の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、次の表の第1欄に掲げる在職年数に応じ、それぞれ第2欄に掲げる科目の単位を含めて第3欄に掲げる単位を修得するものとする。

第1欄				第2欄				第3欄
受けようとする免許状の種類		現に有する免許状	適用条項	在職年数	養護に関する科目	養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
養護教諭	一種	二種	免許法別表6	3	8	6	2	20
				4	6	5	2	15
				5	5	4	1	10
	二種	臨時		6	14	8	2	30
				7	12	7	2	25
				8	10	6	2	20
				9	8	5	1	15
				10	6	3	1	10

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**訓 令**

**山形県教育委員会訓令第1号**

庁 中  
教育機関（県立学校を除く。）

山形県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年4月1日

山 形 県 教 育 委 員 会  
教 育 長 菅 間 裕 晃

**山形県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令**

山形県教育委員会職員服務規程（昭和43年7月県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「第6章 宿直及び日直勤務（第30条～第36条）」を「第6章 削除」に、「第7章 舎監業務（第37条～第41条）」を「第7章 削除」に改める。

第6章を次のように改める。

第6章 削除

第30条から第36条まで 削除

第7章を次のように改める。

第7章 削除

第37条から第41条まで 削除

**附 則**

この訓令は、公布の日から施行する。

## 山形県教育委員会訓令第2号

本 庁  
教 育 事 務 所  
県 立 学 校  
学校以外の教育機関

山形県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年4月1日

山 形 県 教 育 委 員 会  
教 育 長 菅 間 裕 晃

## 山形県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

山形県教育委員会職員安全衛生管理規程（昭和51年4月県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

目次中「第38条の2」を「第38条の4」に改める。

第4条中「産業医（以下「産業医」）」を「産業医又は法第13条の2第1項に規定する医師（以下「産業医等」）」に改める。

第13条第1項中「産業医」を「産業医等」に改める。

第15条の見出しを「（産業医等の選任等）」に改め、同条第1項中「産業医」を「産業医等」に改め、同条第2項中「産業医」を「産業医等」に、「有資格者を産業医」を「医師を産業医等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 衛生委員会が置かれている所属所の所属長は、産業医等が辞任したとき又は産業医等を解任したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を衛生委員会に報告しなければならない。

第16条の見出し中「産業医」を「産業医等」に改め、同条第1項中「産業医」を「産業医等」に改め、同条第2項中「産業医」を「産業医等」に、「職員安全衛生管理者に対して勧告し、又は所属長若しくは衛生管理者を指導し、若しくは助言すること」を「職員の健康を確保するため必要があると認めるときは、職員安全衛生管理者又は所属長に対して勧告すること」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、産業医等はあらかじめ、当該勧告の内容について、職員安全衛生管理者又は所属長の意見を求めるものとする。

第16条第3項中「産業医」を「産業医等」に改め、同項を同条第8項とし、同条第2項の次に次の5項を加える。

3 産業医等は、第1項各号に掲げる事項について職員安全衛生管理者又は所属長に対し、意見を述べるができる。

4 産業医等は、第1項各号に掲げる事項について衛生管理者又は衛生担当者に対して指導し、若しくは助言することができる。

5 産業医等は、第1項各号に掲げる事項を実施するために必要な情報を職員から収集することができる。

6 産業医等は、職員の健康を確保するため緊急の必要がある場合において、職員に対して必要な措置を取るべきことを、職員安全衛生管理者又は所属長に指示することができる。

7 産業医等は、衛生委員会に対して職員の健康を確保する観点から必要な調査審議を求めることができる。

第16条の次に次の1条を加える。

（産業医等に対する情報の提供）

第16条の2 職員安全衛生管理者又は所属長は、産業医等に対し、職員の業務に関する情報であつて産業医等が職員の健康管理等を適切に行うために必要と認めるものを提供しなければならない。

第20条第1項第4号中「産業医」を「産業医等」に改め、同条第2項中「、山形県高等学校教職員組合又は山形県障がい児学校教職員組合」を「及び山形県高等学校障がい児学校教職員組合」に改める。

第23条第3項中「衛生委員会の議事録は」を「衛生委員会を開催したときは、衛生委員会の意見及び当該意見を踏まえて講じた措置の内容のほか、衛生委員会の議事で重要なものを記録した議事録を作成し」に改める。

第27条、第32条、第33条、第36条、第37条及び第38条第1項中「産業医」を「産業医等」に改める。

第38条の2第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 職員安全衛生管理者は前項の面接指導等を実施するため、職員の労働時間の状況を把握しなければならない。

第38条の3の次に次の1条を加える。

（心身の状態に関する情報の取扱い）



第38条の4 職員安全衛生管理者は、職員の心身の状態に関する情報を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、職員の健康の確保に必要な範囲内で職員の心身の状態に関する情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

2 職員安全衛生管理者は、職員の心身の状態に関する情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の措置の内容は、職員安全衛生管理者が別に定める。

第39条中「産業医」を「産業医等」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(産業医等の勧告への対応)

第39条の2 職員安全衛生管理者又は所属長は、第16条第2項の規定による勧告を受けたときは、当該勧告を尊重し、次に掲げる事項について記録し、これを3年間保存しなければならない。

(1) 当該勧告の内容

(2) 当該勧告を踏まえて講じた措置（措置を講じない場合にあつては、その旨及びその理由）

2 職員安全衛生管理者又は所属長は、第16条第2項の規定による勧告を受けた時は、次に掲げる事項について、遅滞なく衛生委員会に報告しなければならない。

(1) 当該勧告の内容

(2) 当該勧告を踏まえて講じた措置又は講じようとする措置の内容（措置を講じない場合にあつては、その旨及びその理由）

第40条並びに第40条の2第1項及び第2項中「産業医」を「産業医等」に改める。

第40条の3第1項中「及び」を「又は」に改める。

第40条の3第2項中「前項」を「第1項」に改め、「（指導区分が平常勤務（D）と決定された者に係るものを除く。）」を削り、同項に次のただし書を加え、同項を同条第3項とする。

ただし、指導区分が平常勤務（D）と決定された職員についてはこの限りでない。

第40条の3第1項の次に次の1項を加える。

2 職員安全衛生管理者又は所属長は前項の規定により講じた措置又は講じようとする措置の内容に関する情報（措置を講じない場合にあつては、その旨及びその理由）について、事後措置状況報告書（別記様式第7号）により産業医等に報告しなければならない。ただし、指導区分が平常勤務（D）と決定された職員についてはこの限りでない。

様式第1号中 

男	女	計

 を 

--

 に改め、「印」を削る。

様式第2号から様式第4号までの規定中「印」を削る。

様式第5号中「産業医」を「産業医（管理学校医）」に改め、「印」を削る。

様式第6号中「産業医」を「産業医（管理学校医）」に、「所属長 印」を「所属長」に、

産業医の意見
--------

 を 

産業医（管理学校医）の意見
---------------

 に改める。

様式第7号中「職員安全衛生管理者 殿」を「産業医（管理学校医）殿 職員安全衛生管理者 殿」に、「所属長 印」を「所属長」に、

「対して、」を「対する、事後措置の状況について、」に改め、「事後措置を実施しましたので」を削り、

--

 印 を 

--

 に、「5 その他」を 

5 その他
6 実施無し（  ）

 に改め、同

様式の備考中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 事後措置の内容について、「6 実施無し」を選択した場合は、その理由を記入すること。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

平成31年4月1日印刷 発行所 山形県庁  
平成31年4月1日発行 発行人 山形県